

令和 7 年度第 1 回新座市防災会議

令和 7 年 1 1 月 7 日（金）午前 1 0 時
新座市民会館 2 階 第 1 会議室及び第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 新座市防災会議について

4 議 題

- (1) 新座市地域防災計画の修正案（原案）について
- (2) 地区防災計画について

5 その他

新座市地域防災計画見直しの今後のスケジュールについて

6 閉 会

《配付資料》

資 料 1 災害対策関連組織の概要

資 料 2 防災会議 委員一覧

資 料 3 新座市地域防災計画 主な修正内容（事務局案）概要

資 料 4 新旧対照表（新座市地域防災計画（原案）と現行計画との主な修正箇所について）

資 料 5 地区防災計画（抜粋）

資 料 6 今後のスケジュールについて

【参考資料】 各機関等からの意見及び修正方針

※新座市地域防災計画修正案（原案）及び新旧対照表については、委員の皆様へ事前配付しています。

災害対策関連組織の概要

組織名	新座市災害対策本部	新座市防災会議	新座市防災組織連絡協議会
目的及び 所掌事務	- 市域で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、<u>地域防災計画の定めるところにより、新座市災害対策本部を設置すること</u>ができる。 - 関係機関との連携の確保、災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策など	<u>新座市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</u> - 市長の諮問に応じて新座市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 - 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 - 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	災害から多くの生命と財産を守るために、自助・共助・公助がそれぞれの責務と役割を果たし、連携を図り、防災に関する目標を設定し、安全安心なまちづくりを目指すもの - 災害関連情報の共有化 - 防災に関する学習及び訓練 - 物資及び資機材の備蓄品整備 - 防災リーダーの育成 - 災害時要援護者の避難救助対策 - 避難、誘導及び救助の方法に関すること - 防災関連機関との連携
組 織	本部員 市職員、消防署長、消防団長 本部事務局 市職員 震度6弱以上の地震の場合は、非常体制として対策本部が設置される。	指定地方行政機関職員、埼玉県知事の部内職員、埼玉県警の警察官、埼玉県南西部消防局の消防局長、市消防団長、市職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 【46人以内】	自主防災会長、市消防団（正副団長、各分団長及び女性消防団代表）、各種防災協力会（建設業、造園業、指定水道工事店及び電設）
長	本部長：新座市長	会長：新座市長	自主防災会の代表
根 拠	災害対策基本法 （昭和36年法律第223号） 新座市災害対策本部条例 （昭和39年6月25日）	災害対策基本法 （昭和36年法律第223号） 新座市防災会議条例 （昭和39年6月25日）	新座市防災組織連絡協議会設置要綱 （平成18年11月18日）

新座市防災会議 委員名簿

会長 新座市長 並木 傑

番号	法令区別	区 分	機 関 名	職 名	氏名	出欠
1	1号委員	指定地方行政機関の職員 2人以内	さいたま労働基準監督署	署長	北川 敏子	欠席
2	2号委員	埼玉県知事の部内の職員 4人以内	埼玉県さいたま農林振興センター	所長	平井 敏一	出席
3			埼玉県朝霞県土整備事務所	所長	田中 久義	欠席
4			埼玉県朝霞保健所	所長	湯尾 明	欠席
5			埼玉県南西部地域振興センター	所長	鈴木 淳子	出席
6	3号委員	埼玉県警察の警察官 2人以内	新座警察署	署長	鹿内 士	欠席
7			新座警察署	警備課長	坂巻 正和	出席
8	4号委員	埼玉県南西部消防局の消防局長	埼玉県南西部消防局	消防局長	大野 政春	出席
9	5号委員	市教育長	新座市教育委員会	教育長	金子 廣志	欠席
10	6号委員	市消防団長	新座市消防団	団長	小泉 哲也	出席
11	7号委員	前2号以外の市職員 20人以内	新座市	副市長	山崎 糧平	出席
12				総合政策部長	永尾 郁夫	出席
13				総務部長	渡辺 哲也	出席
14				財政部長	櫻井 浩	欠席
15				市民生活部長	一ノ関 知子	出席
16				総合福祉部長	伊藤 佳史	出席
17				こども未来部長	増田 順子	出席
18				いきいき健康部長	平野 静香	出席
19				まちづくり未来部長	廣澤 真吾	出席
20				インフラ整備部長	山本 実	欠席
21				危機管理監	鈴木 義弘	出席
22				会計管理者	今村 哲也	出席
23				教育総務部長	齋藤 寿美子	出席
24				学校教育部長	近藤 章宏	出席
25				議会事務局長	榎本 哲典	欠席
26				選挙管理委員会事務局長	増子 義久	出席
27				監査委員事務局長	増子 義久	出席
28				市民生活部副部長兼産業振興課長	今村 治美	出席
29				財政部課税課長	村松 陽子	出席
30				こども未来部児童発達支援センター副所長	池田 智恵子	出席
31	8号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 9人以内	NTT東日本株式会社埼玉事業部埼玉南支店	支店長	霜鳥 正隆	欠席
32			東武鉄道株式会社志木駅	駅長	相良 紀章	出席
33			東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	支社長	金田 麻子	出席
34			東日本旅客鉄道株式会社東所沢駅	駅長	大川 卓也	欠席
35			東京ガス株式会社埼玉支社	副支社長	真中 一実	出席
36			東武バスウエスト株式会社新座営業事務所	所長	斉藤 昇	欠席
37			西武バス株式会社新座営業所	所長	尾嶋 隆一	出席
38			日本通運株式会社埼玉支店	支店長	山田 茂一	欠席
39			日本郵便株式会社新座郵便局	総務部長	原 智之	欠席
40	9号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 6人以内	新座市商工会女性部	部長	嶋野 加代	出席
41			新座市婦人会連合会	会長	森田 幸子	出席
42			新座市内会連合会	会長	清水 由紀子	出席
43			新座市防災組織連絡協議会	会長	大橋 鉄二郎	欠席
44			一般社団法人朝霞地区医師会	理事兼新座支部長	牧田 和也	欠席
45			一般社団法人朝霞地区歯科医師会	理事兼新座支部長	宮崎 さゆり	出席

新座市地域防災計画

主な修正内容（事務局案）概要

資料 3

1

- 1 非常体制の見直し
- 2 防災基本計画との整合を踏まえた修正
- 3 埼玉県地域防災計画との整合を踏まえた修正
- 4 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
- 5 その他所要の修正

非常体制の見直し

平時における各所属は、災害発生の際には、災害対策本部（23班）として、地域防災計画に定めた業務を本来業務として担うことになる。

令和7年4月1日時点での組織機構や令和5年度の「新座市災害時活動マニュアル」の見直し時に実施した各活動班との意見交換等を踏まえ、班ごとの職員数や役割分担を整理し、地震・風水時の非常体制を見直す。

防災基本計画との整合を踏まえた修正

令和5年及び6年5月に、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）が作成する防災基本計画の修正を踏まえ、市地域防災計画を修正する。

ア 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

イ 個別避難計画の実行性確保

ウ 防災DX（デジタル技術の活用）

エ 災害ボランティアセンターの設置予定場所や役割分担の明確化

など

防災基本計画との整合を踏まえた修正

- ア 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
→在宅避難者支援のための拠点を設ける旨の記載を行う。
- イ 個別避難計画の実行性確保
→避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を記載する。
- ウ 防災DX（デジタル技術の活用）
→被災者台帳やその他防災全般に、デジタル技術を活用していく旨を記載する。
- エ 災害ボランティアセンターの設置予定場所や役割分担の明確化
→ボランティアセンターの設置予定場所を記載するとともに、ボランティアにおける市及び社会福祉協議会の役割を記載する。

埼玉県地域防災計画との整合を踏まえた修正

令和5年及び6年3月に、埼玉県地域防災計画（会長：埼玉県知事）の修正を踏まえ、市地域防災計画を修正する。

ア 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

イ 避難所の運営主体の明確化

ウ 防災会議委員の女性割合推進

エ 盛土による災害防止に向けた対応

など

埼玉県地域防災計画との整合を踏まえた修正⁶

- ア 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
→市の安否不明者の氏名等の公表方針を定めることについて、県が作成した公表方針に従う旨を記載する。
- イ 避難所の運営主体の明確化
→発災当初、避難所の運営主体は市であることを計画内に明記する。
- ウ 防災会議委員の女性割合推進
→防災会議委員の女性割合を拡大し、女性の意見を積極的に防災に取り入れていく点を記載する
- エ 盛土による災害防止に向けた対応
→安全の確保に向けた対策の推進について記載する。

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害対応での**好事例や教訓等**を市地域防災計画に反映する。

ア 避難所運営

- (1) パーティションや簡易ベッド等の避難所開設当初からの設置
- (2) 避難所における生活用水の確保

イ 自治体支援

- (1) 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
- (2) 派遣職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

など

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

ア 避難所運営

- (1) パーティションや簡易ベッド等の避難所開設当初からの設置
→避難所の標準備蓄にするよう記載する。
- (2) 避難所における生活用水の確保
→応援協定や施設との事前調整について記載する。

イ 自治体支援

- (1) 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
→平時から本市の災害対応で使用する資機材や装備品だけでなく、派遣職員が利用することを想定した準備を行う旨を記載する。
- (2) 派遣職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
→派遣職員の宿泊場所の確保が困難な場合を想定し、あらかじめリスト化する旨を記載する。

その他所要の修正

前回の修正（令和5年3月）から一定期間が経過し、その間に**本市で発生した災害や課題等を整理し、必要事項を修正する。**

- ア 集中豪雨（ゲリラ豪雨）の対策や対応
- イ 緊急輸送道路の見直し
- ウ 備蓄品の目標数値の見直しや明確化
- エ 災害履歴の更新
- オ 避難所における収容可能人数の見直し
- カ 各資料等の時点更新

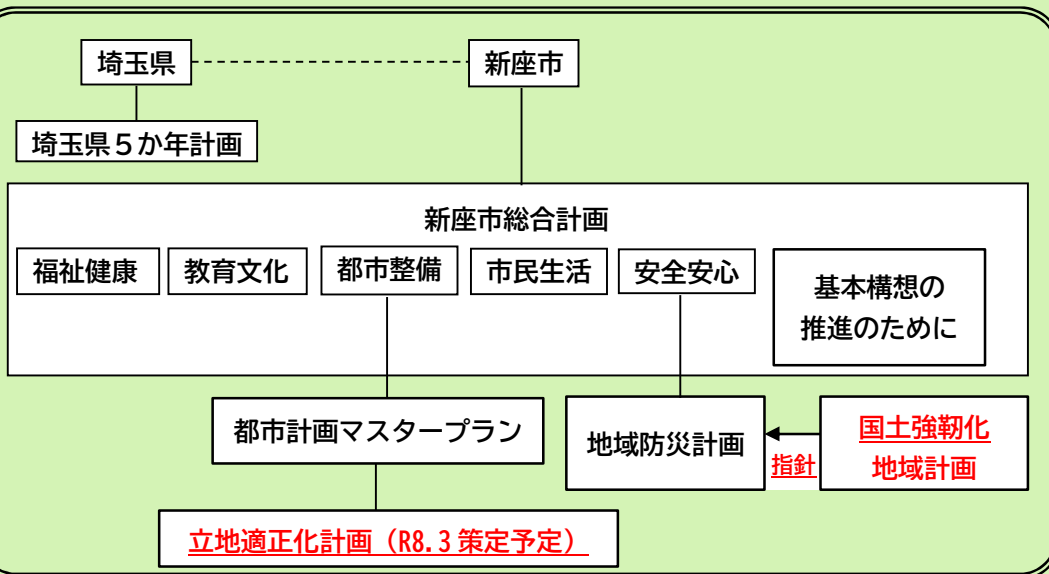
など

新旧対照表（新座市地域防災計画（原案） と現行計画との主な修正箇所について）

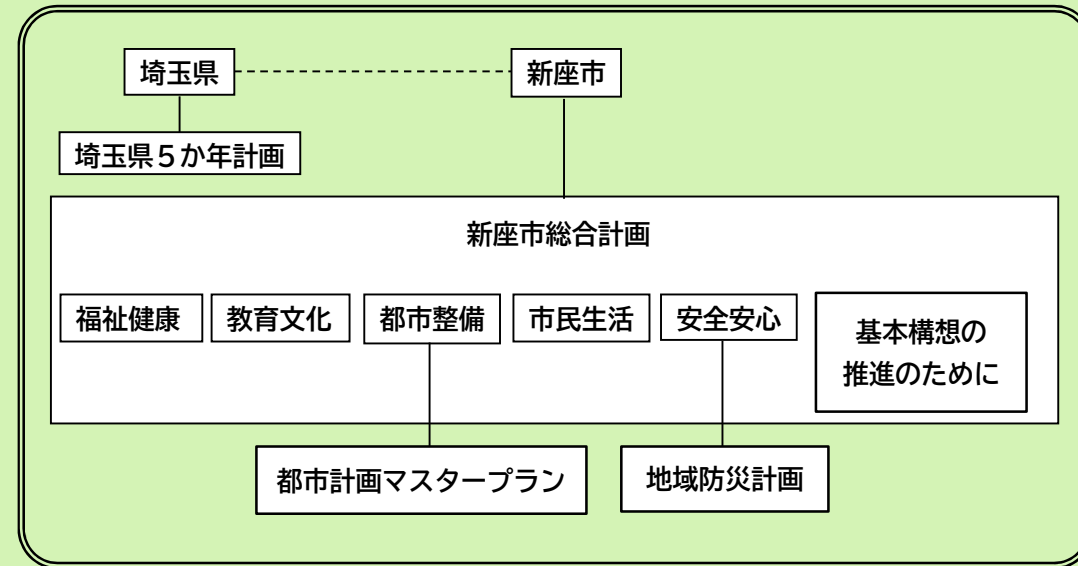
事務局修正（その他所要の修正）

国土強靱化地域計画と立地適正化計画の位置付けについて、以下のとおり反映しました。

修正案



現行



事務局修正（県地域防災計画との整合を踏まえた修正）

防災会議委員の女性割合拡大について、以下のとおり反映しました。

修正案

新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。

なお、委員の委嘱等にあつては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。

現行

新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。

（新規）

事務局修正（その他所要の修正）

新座市の災害履歴について、以下のとおり反映しました。

修正案

本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1,300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。

令和5年、令和6年は、市内で集中豪雨による浸水被害（内水氾濫）が発生し、局地的に道路冠水、床下・床上浸水が確認された。

現行

本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1,300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。

（新規）

事務局修正（県地域防災計画との整合を踏まえた修正）

盛土による災害防止に向けた対応について、以下のとおり反映しました。

修正案

（4）造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、盛土規制法に基づく許可、建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。

また、造成地では、梅雨期や台風期に注意の呼び掛けを実施する。
災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進する。

現行

（4）造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法

及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、
建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。

また、造成地では、梅雨期や台風期に注意の呼び掛けを実施する。
災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を推進する。

事務局修正（令和6年能登半島地震を踏まえた修正）

実効性のある応援及び受援体制の構築について、以下のとおり反映しました。

修正案

（6）受援体制の推進【 人事課、関係各課 】

災害時に外部からの支援を円滑に受け入れるため、本市の受入体制、支援を想定する業務及び各業務担当部署における受援担当者等をあらかじめ検討しておく。

受援業務の受入窓口として、「受援班」を設置し、受援班が想定する業務として、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援（事務スペース、資機材確保、宿泊先のリスト化、情報提供等）」を位置づけるものとする。

また、本市として受援を想定する業務として、「応急危険度判定」、「宅地危険度判定」、「住家被害認定調査」、「避難所運営」、「物資管理・輸送」等を位置づけるものとする。

現行

（6）受援体制の推進【 _____関係各課 】

災害時に外部からの支援を円滑に受け入れるため、本市の受入体制、支援を想定する業務及び各業務担当部署における受援担当者等をあらかじめ検討しておく。

受援業務の受入窓口として、「受援班」を設置し、受援班が想定する業務として、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援（事務スペース、資機材確保、宿泊先あっせん等）」を位置づけるものとする。

また、本市として受援を想定する業務として、「応急危険度判定」、「_____」、「住家被害認定調査」、「避難所運営」、「物資管理・輸送」等を位置づけるものとする。

事務局修正（県地域防災計画との整合を踏まえた修正）

安否不明者の氏名等公表に関する市の方針について、以下のとおり反映しました。

修正案

（5）安否情報の提供体制の整備【危機管理室】

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地に居た者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。

しかし、東日本大震災の際には、各自治体が個人情報保護条例等による制限から、安否情報の提供についてためらう事例があり、混乱が生じた。

これを受けて、災対法第86条の15において、市は、市民等から被災者の安否情報に係る照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定されたことから、本市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」を基に、災害時の被災者の安否情報に係る照会・回答に関する手続等について検討し、安否情報の提供体制を整備する。

現行

（5）安否情報の提供体制の整備【危機管理室】

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地に居た者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。

しかし、東日本大震災の際には、各自治体が個人情報保護条例等による制限から、安否情報の提供について逡巡する事例があり、混乱が生じた。

これを受けて、災対法第86条の15において、市は、市民等から被災者の安否情報に係る照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定されたことから、本市は、

災害時の被災者の安否情報に係る照会・回答に関する手続等について検討し、安否情報の提供体制を整備する。

事務局修正（令和6年能登半島地震を踏まえた修正）

避難生活における生活環境の確保について、以下のとおり反映しました。

修正案

- (1) 給食用施設・資機材の整備【教育総務課、学務課、関係各課】
指定避難所である市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備し、避難者に適温食を提供できる体制を整備する。
また、防災拠点となる公共施設については、備蓄場所の確保を検討していく。

現行

- (1) 給食用施設・資機材の整備【教育総務課、学務課、関係各課】
指定避難所である市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。
また、防災拠点となる公共施設については、備蓄場所の確保を検討していくものとする。

事務局修正（令和6年能登半島地震を踏まえた修正）

平時（災害発生前）の備蓄の在り方について、以下のとおり反映しました。

修正案

- (4) 備蓄品の管理・公表【危機管理室】
備蓄品の点検を定期的に実施するとともに、
計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。
また、市の備蓄状況を市ホームページ等で公表し、各家庭等での備蓄を啓発する。

現行

- (4) 備蓄品の管理・____【危機管理室】
備蓄品の点検を定期的に実施し、また、
計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。
（新規）

事務局修正（令和6年能登半島地震を踏まえた修正）

薬剤トイレの備蓄目標について、以下のとおり反映しました。

修正案

□備蓄目標

アルミブランケット

【災害救助従事者2,000人、帰宅困難者11,500人分】

マンホールトイレ

【指定避難所5基、指定緊急避難場所2基、福祉避難所2基】

携帯トイレ 183,000回分

【避難者2日分、帰宅困難者1日分】

※携帯トイレは、_____

_____ 1

日5回分とする。

(避難者12,458人×2日×5回+11,623人×5回=183,000回)

現行

□備蓄目標

アルミブランケット

【災害救助従事者2,000人、帰宅困難者11,500人分】

マンホールトイレ

【指定避難所5基、指定緊急避難場所2基、福祉避難所2基】

携帯トイレ 36,000回分

【避難者3日分、帰宅困難者1日分】

※携帯トイレは、避難所避難者12,458人及び帰宅困難者11,456人に本市人口（約16万5千人）に対する下水道被害想定人数24,308人の割合を乗じた上で、避難者3日分、帰宅困難者1日分として、1日5回分とする。

事務局修正（令和6年能登半島地震を踏まえた修正）

避難生活における生活環境の確保について、以下のとおり反映しました。

修正案

(1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図る。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

『【資料】「防災備蓄品購入予定表」』参照

(中略)

(2) 良好な避難所環境整備のための備蓄

災害関連死防止やプライバシーの確保など、良好な避難所環境を形成するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄を推進する。

現行

(1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

(新規)

(中略)

(新規)

事務局修正（県地域防災計画との整合を踏まえた修正）

避難所の運営主体の明確化について、以下のとおり反映しました。

修正案

6.2 避難所の自主運営対策

【 危機管理室 】

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

市は、発災当初は主体となって実施し、避難が中・長期化する場合には、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行うことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知・啓発する。

現行

6.2 避難所の自主運営対策

【 危機管理室 】

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

市は、原則、地域住民が主体的に避難所運営を行うことについて、

出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知・啓発する。

事務局修正（庁内意見を踏まえた修正）

新座市災害廃棄物処理計画を令和6年度に策定し、現行の「新座市地域防災計画」内に記載されている仮置場の選定や仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係事項について整合を図る必要があるという意見に対し、以下のとおり反映しました。

修正案

(2) 仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係
市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市
直下の地震時の災害廃棄物量は、最大で753,215
トン、それに必要な保管容量は640,767m³と想定
される。

一方、本市が予定している仮置場の合計面積は
約40,700m²であるので、一時保管許容量は、『仮
置場面積×有効面積率（0.5）×積み上げ高さ（
4m）』により、約81,400m³となる。このため、想
定される災害廃棄物量は、本市の保管許容量を大
幅に超えている。

現行

(2) 仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係
市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市
直下の地震時の災害廃棄物量は、最大で503,323
トン、819,278m³と想定
される。

一方、本市が予定している仮置場の合計面積は
約44,300m²であるので、一時保管許容量は、『仮
置場面積×有効面積率（0.5）×積み上げ高さ（
4m）』により、約88,600m³となる。このため、想
定される災害廃棄物量は、本市の保管許容量を大
幅に超えている。

事務局修正（国防災基本計画との整合を踏まえた修正）

防災対策に関するデジタル技術の活用について、以下のとおり反映しました。

修正案

災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、適切な避難行動をとることが難しく、実際に、**過去**の災害においては要配慮者が多数の被害を受けている例がある。

このため、超高齢社会、国際化社会に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策**について、デジタル技術を活用し、積極的に推進する。**

現行

災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、適切な避難行動をとることが難しく、実際に、**近年**の災害においては要配慮者が多数の被害を受けている例がある。

このため、超高齢社会、国際化社会に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策**を積極的に推進するものとする。**

事務局修正（国防災基本計画との整合を踏まえた修正）

個別避難計画の実効性に関する記載について、以下のとおり反映しました。

修正案

⑤ 個別避難計画の実行性確保

本市は、避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制を整備し、要支援者と具体的な打合せをするなど、個別避難計画の実効性の確保に努める。

現行

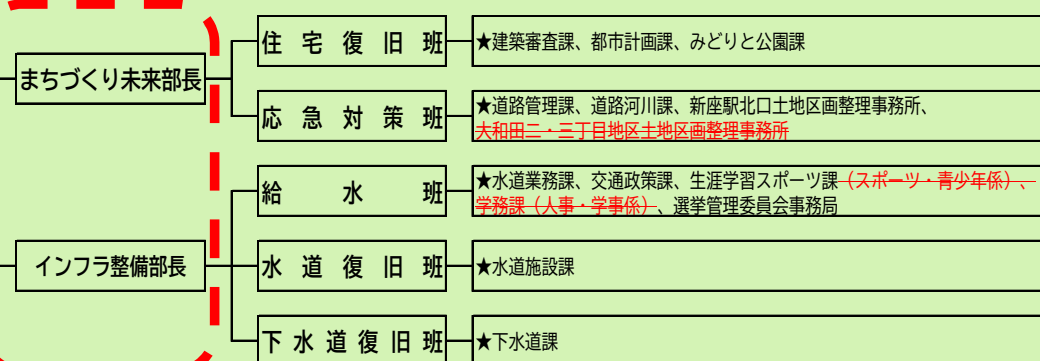
（新規）

事務局修正（非常体制の見直し）

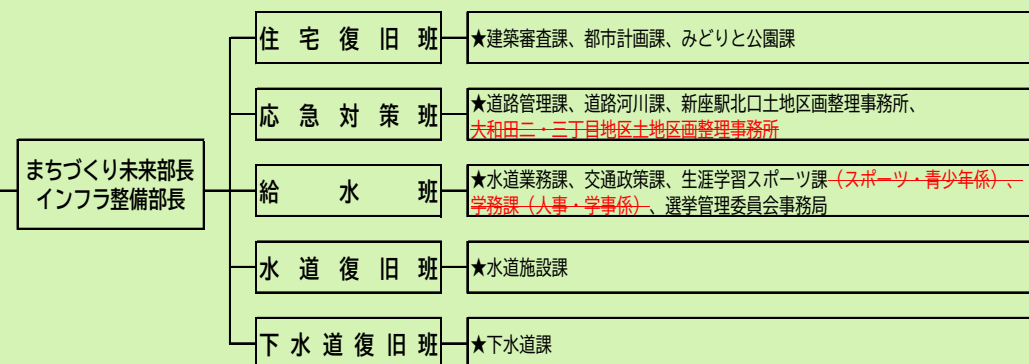
非常体制の見直しについて、災害時の業務を勘案し、以下のとおり反映しました。

修正案

〔地震時〕

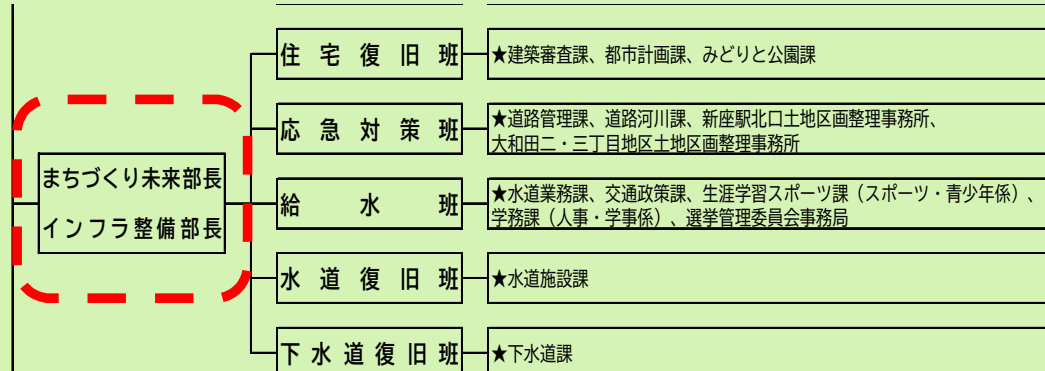


〔風水害時〕

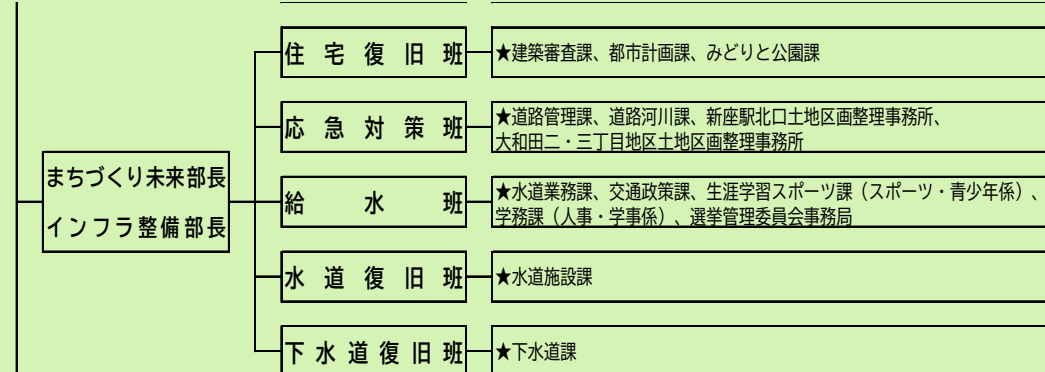


現行

〔地震時〕



〔風水害時〕



事務局修正（国防災基本計画との整合を踏まえた修正）

避難者と同行するペットの取扱いについて、以下のとおり反映しました。

修正案

④ 避難者と共に避難した動物の取扱い

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況の把握に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることを検討する。

現行

④ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

事務局修正（国防災基本計画との整合を踏まえた修正）

自宅や車中で滞在する被災者等の状況把握と支援について、以下のとおり反映しました。

修正案

- ⑤ 在宅避難者及び車中泊避難者の取扱い
大規模災害時には、自宅で生活できるものの、物資や情報のみを求める在宅避難者や、避難所での共同生活ではなく、車中泊を選択する避難者が、避難所等に来訪することが想定される。
在宅避難者への支援については、避難所を拠点とした支援を基本とし、可能な限り、需要の把握に努めるとともに、必要に応じて支援を行う拠点を増やすことを検討する。

現行

- ⑤ 在宅避難者及び車中泊避難者の取扱い
大規模災害時には、自宅で生活できるものの、物資や情報のみを求める在宅避難者や、避難所での共同生活ではなく、車中泊を選択する避難者が、避難所等に来訪することが想定される。
在宅避難者への支援については、避難所を拠点とした支援を基本とし、可能な限り、需要の把握に努める。

事務局修正（国防災基本計画との整合を踏まえた修正）

令和6年8月に発表された南海トラフ地震臨時情報について、以下のとおり反映しました。

修正案

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

なお、令和6年8月8日には、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことから、市は平時から市民及び事業者等にホームページ等で臨時情報の意味や日頃からの備え等について周知する。

現行

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

（新規）

事務局修正（その他所要の修正）

本市における風水害（内水氾濫）の被害について、以下のとおり反映しました。

修正案

(2) 内水氾濫履歴

都市化の進展に伴い、比高の小さい平野では谷底平野に限らず、段丘上でも異常な降雨によりしばしば浸水する。谷底平野では本川の排水機能は良くても、水位が上がることにより周囲の小河川や排水路から本川への排水ができなくなり、いわゆる内水氾濫を起こす。

本市では、柳瀬川及び黒目川の河川改修後、氾濫による洪水被害は起きていないが、改修後でも、平成3年9月の台風18号により、黒目川流域の谷底平野及び段丘上が小範囲の水害に見舞われた。

また、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住家の床上・床下浸水の被害が確認されており、令和6年7月及び8月の大雨では、市内全域で床上・床下浸水の被害に見舞われた。

現行

(2) 内水氾濫履歴

都市化の進展に伴い、比高の小さい平野では谷底平野に限らず、段丘上でも異常な降雨によりしばしば浸水する。谷底平野では本川の排水機能は良くても、水位が上がることにより周囲の小河川や排水路から本川への排水ができなくなり、いわゆる内水氾濫を起こす。

本市では、柳瀬川及び黒目川の河川改修後、氾濫による洪水被害は起きていないが、改修後でも、平成3年9月の台風18号により、黒目川流域の谷底平野及び段丘上が小範囲の水害に見舞われた。

また、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住家の床上・床下浸水の被害が確認されている。

事務局修正（その他所要の修正）

今年度作成を進めており、令和8年度から配布を予定している内水ハザードマップについて、以下のとおり反映しました。

修正案

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、ハザード外の親戚・知人宅等も避難先の選択肢となりうること、警戒レベル4「避難指示」が発令された段階でハザード内から全員避難すること等の避難に関する情報の理解の促進に努める。

また、令和7年度には、社会資本整備総合交付金を活用し、内水ハザードマップを新規作成しており、令和8年度から順次配布し、住民や事業者へ周知を図っていく。

現行

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、ハザード外の親戚・知人宅等も避難先の選択肢となりうること、警戒レベル4「避難指示」が発令された段階でハザード内から全員避難すること等の避難に関する情報の理解の促進に努める。

（新規）

事務局修正（その他所要の修正）

避難所の収容可能人口について見直し、以下のとおり反映しました。

修正案

避難場所・ 避難所名	避難所	所在地	収容可能人口		感染対策 収容人口		対象 避難者数
跡見学園 女子大学	○	中野一丁目9-6	314		251		10,780
新開小学校	○	大和田一丁目22-10	240	624	192	499	
大和田小学校	○	大和田一丁目1-30	384		307		
東北小学校	○	北野三丁目1-1	238	1,932	190	1,545	
立教新座中学 ・高等学校	○	北野一丁目2-25	564		451		
立教大学 新座キャンパス	○	北野一丁目2-26	568		454		
東野小学校	○	野火止六丁目22-12	206		165		
第二中学校	○	野火止七丁目17-10	356		285		
栗原小学校	○	栗原一丁目5-1	222		178		16,213
八石小学校	○	野寺二丁目8-45	272	540	218	432	
野寺小学校	○	野寺五丁目1-24	268		214		
石神小学校	○	石神一丁目10-20	206	1,144	165	915	
西堀小学校	○	西堀二丁目18-3	250		200		
市民総合体育館	○	本多二丁目1-20	688		550		
池田小学校	○	池田四丁目8-49	212	446	170	357	
片山小学校	○	片山一丁目8-31	234		187		
畑中公民館		畑中一丁目15-58	96	204	77	163	
市民会館		野火止一丁目1-2	108		86		
陣屋小学校	○	野火止一丁目18-20	258	638	206	510	
新座中学校	○	野火止二丁目4-1	380		304		
第六中学校	○	堀ノ内三丁目11-1	356		285		
合計			6,064		5,135		26,993

現行

避難場所・ 避難所名	避難所	所在地	収容可能人口		感染対策 収容人口		対象 避難者数
跡見学園 女子大学	○	中野一丁目9-6	366		202		10,203
新開小学校	○	大和田一丁目22-10	294	642	166	355	
大和田小学校	○	大和田一丁目1-30	348		189		
東北小学校	○	北野三丁目1-1	252	3,334	133	1,834	
立教新座中学 ・高等学校	○	北野一丁目2-25	788		430		
立教大学 新座キャンパス	○	北野一丁目2-26	1,608		890		
東野小学校	○	野火止六丁目22-12	294		166		
第二中学校	○	野火止七丁目17-10	392		215		
栗原小学校	○	栗原一丁目5-1	299		169		17,708
八石小学校	○	野寺二丁目8-45	281	577	168	336	
野寺小学校	○	野寺五丁目1-24	296		168		
石神小学校	○	石神一丁目10-20	294	1,773	147	1,141	
西堀小学校	○	西堀二丁目18-3	279		147		
市民総合体育館	○	本多二丁目1-20	1,200		887		
池田小学校	○	池田四丁目8-49	294	573	166	313	
片山小学校	○	片山一丁目8-31	279		147		
畑中公民館		畑中一丁目15-58	57	364	39	270	
市民会館		野火止一丁目1-2	307		231		
陣屋小学校	○	野火止一丁目18-20	373	937	202	511	
新座中学校	○	野火止二丁目4-1	564		309		
第六中学校	○	堀ノ内三丁目11-1	472		261		
合計			9,337		5,392		27,911

事務局修正（その他所要の修正）

本市区域内の黒目川についても水位周知河川に指定されたため、以下のとおり反映しました。

修正案

また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川及び黒目川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。所管課及び危機管理室は、所有者又は管理者が自主的に避難を判断できるよう災害リスクや防災知識の啓発に努めることや、避難の実行性を確保した計画の作成等を支援するとともに、災害時には避難情報の直接伝達を行う。なお、要配慮者においては、高齢者等避難が発令された段階で避難を開始する。

(削除)

現行

また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。所管課及び危機管理室は、所有者又は管理者が自主的に避難を判断できるよう災害リスクや防災知識の啓発に努めることや、避難の実行性を確保した計画の作成等を支援するとともに、災害時には避難情報の直接伝達を行う。なお、要配慮者においては、高齢者等避難が発令された段階で避難を開始するものとする。

また、黒目川の洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設については、水防法に基づく要配慮者利用施設には該当しないものの、避難情報の伝達などは、義務付けされている施設と同様に行うものとする。

事務局修正（その他所要の修正）

令和5年度に見直した災害時活動マニュアルとの整合を図るため、以下のとおり反映しました。

修正案

① 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前の体制は次頁の表のとおりであり、気象予警報等が発表され、かつ市長が必要と認めたときは、待機体制又は警戒体制をとる。また、速やかに災害対策本部に移行するための準備段階として、災害警戒本部を設置する。

現行

① 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前の体制は次頁の表のとおりであり、気象予警報等が発表され、かつ市長が必要と認めたときは、待機体制又は警戒体制をとる。（新規）

事務局修正（庁外機関の意見を踏まえた修正）

洪水予報の発表について、より詳細な説明を追加してもらいたいという意見に対し、以下のとおり反映しました。

修正案

危険度レベル5

- ・ 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される
- ・ 市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報
- ・ 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当

危険度レベル4

- ・ 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される
- ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況
- ・ 市が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報
- ・ 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

現行

危険度レベル5

- ・ 氾濫が発生した時
- ・ 市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報
- ・ 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当

危険度レベル4

- ・ 氾濫危険水位に到達した場合、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合
- ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況
- ・ 市が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報
- ・ 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

事務局修正（庁外機関の意見を踏まえた修正）

洪水予報の発表について、より詳細な説明を追加してもらいたいという意見に対し、以下のとおり反映しました。

修正案

危険度レベル3

・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される

- ・ 避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
- ・ 市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報
- ・ 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

危険度レベル2

・ 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される

- ・ 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位
- ・ 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

現行

危険度レベル3

・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

- ・ 避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
- ・ 市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報
- ・ 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

危険度レベル2

・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

- ・ 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位
- ・ 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

事務局修正（国防災基本計画との整合を踏まえた修正）

土砂災害警戒区域の被害について、以下のとおり反映しました。

修正案

P. 96

本市は、「新座市避難情報発令基準」に基づき、的確に避難の指示等の判断を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周辺の住民に対して、迅速に避難に関する情報を伝達する必要がある。

P. 97

(5) 本市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。

現行

P. 96

本市は、「新座市避難情報発令基準」に基づき、的確に避難の指示等の判断を行うとともに、土砂災害危険箇所の周辺の住民に対して、迅速に避難に関する情報を伝達する必要がある。

P. 97

(5) 本市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。

事務局修正（庁内の意見を踏まえた修正）

サリンは「毒物及び劇物取締法」とは別の法令（サリン等による人身被害の防止に関する法律）で規制されているものと思われるので、この記述については再考が必要と感じるという意見に対し、以下のとおり反映しました。

修正案

本計画は、市内において毒~~物~~劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動状況に万全を期するため定める。

（削除）

現行

本計画は、市内において毒・劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動状況に万全を期するため定めるものとする。

ただし、本計画では、毒・劇物としては、影響被害の大きさ等からサリン等による人身被害を取り扱うものとする。

事務局修正（その他所要の修正）

八潮市の道路陥没事故に関する事項について、以下のとおり反映しました。

修正案

（2）道路施設等の整備

令和7年1月には埼玉県八潮市内で下水道管が腐食し、破損したことによる道路陥没が発生し、災害救助法が適用される事案が発生した。

本市は、経年等により災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

現行

（2）道路施設等の整備 （新規）

本市は、_____災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

事務局修正（その他所要の修正）

火山の噴火による本市の降灰対策について、以下のとおり反映しました。

修正案

(2)火山噴火降灰対策に関する知識の啓発・普及
本市は、市民に対して、気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準、降灰予報が発表された際の適切な行動について平時からホームページ等で啓発・普及を行う。

また、火山噴火による道路への降灰により物資の輸送に支障が生じることが想定されることから、各家庭においては、食料、水、生活必需品の備蓄を行う。

(3)降灰除去対策

道路における降灰の除去や降灰の処分について、国や県の検討状況を注視し、必要に応じて民間事業者等と協定の締結等を検討する。

現行

(2)火山噴火降灰対策に関する知識の啓発・普及
本市は、市民に対して、気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準、降灰予報が発表された際の適切な行動について適切な機会を捉えて啓発・普及を行う。

また、火山噴火による道路への降灰により物資の輸送に支障が生じることが想定されることから、各家庭においては、食料、水、生活必需品の備蓄を行う。

(新規)

事務局修正（その他所要の修正）

遺体の収容施設について、原則、新座市営墓園を活用するため、寺院の記載を削除しました。

修正案

（削除）

現行

【 資料編 】 第 2. 2 4 「遺体の収容施設」
（令和4年4月1日現在）

名称	所在地	電話番号
市営墓園	新塚一丁目 5-1	048-479-5688
平 林 寺	野火止三丁目 1-1	048-477-1234
蓮 光 寺	馬場一丁目 9-3	048-478-5671
普光明寺	大和田四丁目 13-30	048-477-2088
法 台 寺	道場一丁目 10-3	048-478-4435
満 行 寺	野寺二丁目 15-17	048-478-2165
東 福 寺	畑中二丁目 5-22	048-478-5818

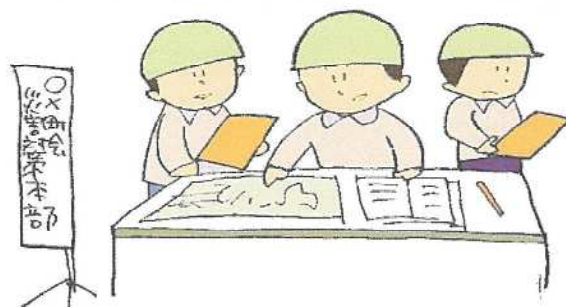
馬場三丁目町内会地区防災計画 災害対策マニュアル



©NIIZA CITY2010

自助・共助（ご近所、地域）で乗り切る

馬場三丁目自主防災会 令和6年度策定



馬場三丁目自主防災会

地区防災計画に含まれる内容 (内閣府照会に記載されていたもの)		有無	備考
【1】	計画の名称	有	「馬場三丁目町内会地区防災計画災害対策マニュアル 馬場三丁目町内会（自主防災会）」と有り。
【2】	計画の対象範囲（位置・区域）	有	具体的な記載項目はないが、「1 地区の概要 (1) 地区の特徴」に地域の説明記載有り。
【3】	基本方針（目的）	有	P 1 「はじめに 基本方針」に記載有り。
【4】	活動目標（指標等）	無	具体的な指標の記載無し。
【5】	長期的な活動予定	有	P 「6 平時の活動と発災時の活動 (4) 長期的避難生活及び復興活動」に記載有り。
【6】	地区居住者等が共同して行う防災訓練に関する事	有	P. 2 「6 平時の活動と発災時の活動 (1) 平時の活動」に記載有り。
【7】	地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄に関する事	有	P. 3 「6 平時の活動と発災時の活動 (1) 平時の活動」に記載有り。
【8】	災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事	有	P. 3 「6 平時の活動と発災時の活動 (2) 発災当初の活動」に記載有り。
【9】	災害が発生した場合における組織・体制に関する事	有	P. 2 「5 組織 別紙第1、第2、第3」に記載有り。
【10】	要配慮者対応に関する事	有	P. 2 「6 平時の活動と発災時の活動 (1) 平時の活動」に記載有り。
【11】	避難に関する事	有	P. 3 「6 平時の活動と発災時の活動 (2) 発災当初の活動」に記載有り。
【12】	避難所の生活・運営に関する事	有	P. 4 「6 平時の活動と発災時の活動 (3) 避難所での活動」に記載有り。
【13】	その他	無	

北野一・二丁目町内会 防災計画

北野一・二丁目自主防災会

令和6年4月1日

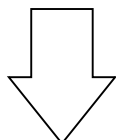
北野一・二丁目自主防災会

地区防災計画に含まれる内容 (内閣府照会に記載されていたもの)		有無	備考
【1】	計画の名称	有	「北野一・二丁目町内会防災計画」と有り。
【2】	計画の対象範囲(位置・区域)	有	具体的な記載項目はないが、「1 町内会計画策定に当たって(1) 防災計画策定の経緯」に北野1・2丁目地域(町内)
【3】	基本方針(目的)	有	P. 2 「3 防災計画の目的」に記載有り。
【4】	活動目標(指標等)	無	具体的な指標の記載無し。
【5】	長期的な活動予定	有	P. 4 「6 平時の活動と発災時の活動 (4) 長期的避難生活及び復興活動」に記載有り。
【6】	地区居住者等が共同して行う防災訓練に関する事	有	P. 2 「6 平時の活動と発災時の活動 (1) 平時の活動」に記載有り。
【7】	地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄に関する事	有	P. 3 「6 平時の活動と発災時の活動 (1) 平時の活動」に記載有り。
【8】	災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事	有	P. 3 「6 平時の活動と発災時の活動 (2) 発災当初の活動」に記載有り。
【9】	災害が発生した場合における組織・体制に関する事	有	P. 2 「5 組織 別紙第1、第2、第3」に記載有り。
【10】	要配慮者対応に関する事	有	P. 2 「6 平時の活動と発災時の活動 (1) 平時の活動」に記載有り。
【11】	避難に関する事	有	P. 3 「6 平時の活動と発災時の活動 (2) 発災当初の活動」に記載有り。
【12】	避難所の生活・運営に関する事	有	P. 4 「6 平時の活動と発災時の活動 (3) 避難所での活動」に記載有り。
【13】	その他	無	

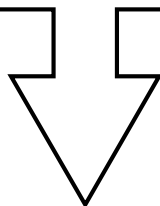
今後のスケジュールについて

本日

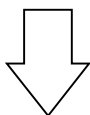
令和7年11月7日（金）『令和7年度 第1回新座市防災会議』
新座市地域防災計画修正案（原案）を協議



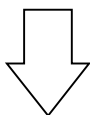
令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）
パブリック・コメントに準じた意見募集
（市民、市議会議員、その他関係機関等）



新座市地域防災計画(最終案)として取りまとめ



令和8年1月下旬開催（予定）『令和7年度 第2回新座市防災会議』
計画(最終案)について、協議・承認後、決定へ



印刷製本を行い、委員の皆様へ配付

所属	編	頁	意見	回答
都市計画課	1	5	新座市総合計画と地域防災計画の関係図について、立地適正化計画の位置づけをお願いする。また、位置づけと合わせて、文章の追記をお願いする。	御意見のとおり修正します。
都市計画課	1	6	防災都市づくりに関する基本方針について、一部文言の追加をお願いする。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	1	10	防災会議委員の女性割合拡大	防災会議委員の女性割合を拡大し、女性の意見を積極的に防災に取り入れていく点を記載します。
東京ガス(株)埼玉支社	1	11	以下のとおり修正をお願いする。 <修正案> 8号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関 東京ガス(株)埼玉支社 <現行> 8号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関 東京ガスネットワーク(株)埼玉支社	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	1	14	以下のとおり修正をお願いする。 <修正案> 事務又は業務の大綱 1 気象、地象、 地動及び 水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関するこ と。 <現行> 事務又は業務の大綱 1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。	御意見のとおり修正します。
東京ガス(株)埼玉支社	1	15	以下のとおり修正をお願いする。 <修正案> 東京ガスグループ【東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)】 (東京ガス(株) TEL048-862-8651) <現行> 東京ガスネットワーク(株)埼玉支社	御意見のとおり修正します。
危機管理室	1	21	災害履歴の追加	令和5、6年に被災した本市の状況を記載しま す。
市民課	1	26 ~30	各ページの人口について、時点更新をお願いする。 ※資料は後日提出	御意見のとおり修正します。
障がい者福祉課	1	30	時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。
道路管理課	1	32	道路現況について、時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。
東武鉄道株式会社志木駅	1	32	資料の時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。
課税課	1	33	「地目別土地面積」について、時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
東日本旅客鉄道株式会社 東所沢駅	1	33	以下のとおり資料の時点更新をお願いする。 新座駅乗車人員 令和4年度 19276人 総数7035740人 令和5年度 20188人 総数7368620人 令和6年度 未集計	御意見のとおりに修正します。
都市計画課	1	34	(2)区域区分及び用途地域について、数値が変更となる予定のため、修正をお願いする。	御意見のとおりに修正します。
危機管理室	1	5外	国土強靱化地域計画との反映・整合	記載内容を反映します。
危機管理室	1	7外	ゲリラ豪雨、集中豪雨の対応	市民への対策の周知、市の対応方針（内水ハザードマップ作成、配布）について記載します。 併せて、水防法第15条に基づく事項を反映します。
危機管理室	2	2	被害想定の見直し	被害想定が県の数値と違う独自想定となっていますが、被害想定は変更しません。
建築審査課	2	6	2. 避難者の減少 ア 耐震改修促進法等による建物耐震化・ 不燃化 の推進について、耐震改修促進法が「不燃化」に直結しないことから文面から削除するか、 新たな項目の作成 が必要と思われる。	御意見を踏まえ「不燃化」について別に項目を設けます。
都市計画課	2	9	土地利用の現状と課題について、都市計画マスタープランとの整合を図るため文章の修正をお願いする。	御意見のとおりに修正します。
都市計画課	2	10	土地利用の現状と課題について、都市計画マスタープランとの整合を図るため文章の修正をお願いする。	御意見のとおりに修正します。
都市計画課	2	11	都市計画マスタープランにおける地域区分について、一部修正をお願いする。また、方策の部分について、引用不明の箇所があるため、削除をお願いする。	御意見を踏まえ修正します。
都市計画課	2	12	防災的土地利用の方針について、震災に関するまとめであるなら、不要な文章がある。	震災編に記載されていますが、自然災害全般に関する事項としてこのままの表記とします。 なお、都市計画マスタープランとの整合を図り修正します。
都市計画課	2	13	防災的土地利用の方針について、一部文言の追加をお願いする。	御意見のとおりに修正します。
建築審査課	2	14	1.2 地盤災害の予防 【危機管理室、建築審査課、都市計画課、インフラ整備部】 について、本項において、所属が所管する事務の該当がないことから所属名の削除が必要と思われる。（旧建築開発課の名残と思われる。）	御意見のとおりに修正します。
都市計画課	2	17	(1)土地利用の適正化の誘導について、出典不明の事項であるため、削除をお願いする。	出典不明ですが、必要な記述としてそのままの表記とします。

地域防災計画に対する意見

所属	編	頁	意見	回答
都市計画課	2	18	(4)造成地の予防対策について、文言の追記をお願いする。	御意見のとおり修正します。
みどりと公園課	2	19	□新座市の公園 について、時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2 4	19 37	帰宅困難者対応	帰宅困難者対策を想定し、緊急初動職員の動員を記載します。
産業振興課	2	20	農業経営耕地面積について、時点更新をお願いする。 ※資料は後日提出	御意見のとおり修正します。
管財契約課	2	22	主な公共建築物の耐震状況等について、市役所第三庁舎の記載事項の変更があるため、文言の修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
都市計画課	2	23	都市計画マスタープランとの整合を図るため文章の修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2 3	24, 25 48, 49	文章の整合	①第2編p. 24, 25見出しの「2.2 道路、交通施設の安全対策」について、最後の行の『そのため、今後は幹線道路を広域・都市・地域の各レベルに整理して、～』とあるが、P. 25(1)道路施設の安全化の見出しと合っていないため、文言を見直します。 ②第3編風水害配備体制のP. 48, 49の注釈について、「全職員の班数が対応する第四次防災体制～」とあるが、わかりづらいため文言を見直します。
朝霞県土整備事務所	2	26	表の日付の時点更新をお願いする。 表（上） 「令和4年9月1日現在」→本計画の更新日 表（下） 「令和4年9月1日現在」→本計画の更新日	御意見のとおり修正します。
東京ガス(株)埼玉支社	2	28	以下のとおり修正をお願いする。 ＜修正案＞ 東京ガスグループ【東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）】 ＜現行＞ 東京ガスネットワーク(株) ※このほか、2-29、2-60、2-200、2-255、2-269も同様の修正	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	30	以下のとおり表の数値の修正をお願いする。 □危険物施設等設置の状況【令和7年4月1日現在】 ・屋内貯蔵所20→21 ・屋外タンク貯蔵所3→2 ・地下タンク貯蔵所→18→16 ・移動タンク貯蔵所11→13 ・少量危険物取扱所294→298	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
埼玉県南西部消防局	2	31	以下のとおり修正をお願いします。 (1)危険物保安計画 ①法令に基づく立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造、設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準順守を指導して災害の未然防止を図る。 ④危険物施設における自主管理体制の確立を図る。	御意見のとおり修正します。
管財契約課	2	34	(2)防災中枢拠点の設定について、自家発電設備の燃料は停電やテスト運転により常に最大量が確保されているわけではないため、「最大」という言葉を補ってほしい。	御意見のとおり修正します。
管財契約課	2	34	ヘリコプターの発着場所としては、主に正面駐車場を想定しているが、実際の大規模な有事の場合、来庁者や家屋等が崩壊した一時的な生活困難者の車両等で占拠されていることが想定され、常時発着場所として管理することは容易でないと考えるため、「確保」という言葉は避けてほしい。	御意見を踏まえ修正します。
管財契約課	2	37	保健センターは防災拠点として考えていないのか。	保健センターも防災拠点になり得ますが、計画には記載しません。
長寿はつらつ課	2	40	以下のとおり文章の修正をお願いします。 また、福祉避難スペースで対応する者のうち、個々の事情により・・・	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2	40	福祉避難所に移送する避難者の状態を判断するための基準を今後検討するという内容は、各避難所に設置しているスクリーニング例とは別物を指すのか。	同じものを指すため、記載内容を改めます。
立教大学新座キャンパス	2	42	現行の地域防災計画の収容面積の考えと施設利用計画との整合を図っていただきたい。	御意見を踏まえ、修正します。
危機管理室	2	49	風水害時、「災害警戒本部」の位置づけはできないか。 ※第2編 49ページの特別待機班参照	御意見のとおり修正します。
人事課	2	56	(6)受援体制の推進 新座市地域防災計画の下位計画である新座市受援計画によれば、受援班の業務内容(新座市受援計画P9参照)は、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援(事務スペース、資機材確保、宿泊先あわせ等)」等と非常に多岐に渡っています。また、総括班及び受援班以外のその他の班との連携・調整などを行う必要があり、これらの業務を人事課のみで対応するのは人員的に無理があると考えます。災害時の応援団体として消防、警察のほか、自衛隊も出動する可能性等を考えますと、関係課等も含めて受援班の体制を強化すべきと考えます。受援体制について、ご検討をお願いします。	全庁的に人員が不足しているため、受援班の人員も受援で補うことを想定しています。 大規模災害業務継続計画(BCP)で示したとおり、特に被災当初の参集職員は十分な人数になるとは考えられず、それぞれの状況下に合わせ、ベストを尽くすことが望まれます。
管財契約課	2	57	(2)市外被災地への物資提供方法の整備について、キャパシティや運搬車両の出入りを考えると、体育館や駐車場が広くベストではないか。	各備蓄倉庫等を巡回し、配送(発送)することを想定しており、本計画には記載しませんが、参考意見として承ります。
危機管理室	2	61	安否不明者の情報公開(氏名等公表)	市の安否不明者の氏名等の公表方針を定めることについて、県が作成した公表方針に従う旨を記載します
危機管理室	2	70	避難所のエアコン整備に代わる新たな整備目標は追記予定か(ベッドやパーティションの整備など)	追記を検討します。 なお、能登半島地震を踏まえ、携帯トイレや発電機の整備目標を追記予定です。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	71	パーティション、ベッド等の備蓄	パーティションや簡易ベッドを避難所の標準備蓄にするよう記載を検討する →感染症対策やプライバシー及び良好な避難所環境の整備を行う趣旨の記載とします。 ⇒パーティションの第一義としては、プライバシー保護の観点
危機管理室	2	71	毛布の備蓄の考え方	国(消防庁)から、避難所の避難者1人当たり、毛布2枚が必要と想定され、備蓄の推進を行うよう方針が示されたが、備蓄スペース及び予算等の都合上、計画には記載しません。
危機管理室	2	71	備蓄品の目標数値の追加	現行では、内部での計画となっていますが、外部にも地域防災計画への記載という形で公開するのが望ましいと考えるため、追加を検討します。
埼玉県南西部消防局	2	74	以下のとおり修正をお願いします。 (4)予防査察の実施 消防法(昭和23年法律第186号)第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所、並びに消防法施行令(昭和36年政令第37号)に掲げる防火対象物等及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)に掲げる指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って… また、高齢者住宅等の住宅防火診断を実施し…	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2	77	消防団、自主防災組織の育成確保強化についての記載の充実	消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など、実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むことを記載します。 また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう記載します。

所属	編	頁	意見	回答
埼玉県南西部消防局	2	82	以下のとおり修正をお願いします。 □救急告示医療機関（埼玉県指定）（朝霞地区4市） 【令和7年7月1日現在】 ・医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター 総病床数：446→454 ・医療法人山柳会あさか相生病院 所在地：朝霞市溝沼3-2-33 診療科目：内・消内・神内・循内・リハ・整・呼内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内科・肝臓内科・皮・歯 総病床数：77→100	御意見のとおり修正します。
公共施設マネジメント課	2	84	埼玉県済生会加須病院の所在地が久喜市になっていて、移転前の所在地が掲載されていると思われる（表は令和4年4月1日現在であるが、埼玉県済生会加須病院は令和4年6月1日に新築移転）。	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	84	以下のとおり修正をお願いします。 □災害拠点病院（埼玉県）【令和6年4月1日現在】	御意見のとおり修正します。
介護保険課	2	86	要配慮者に対する医療対策について、医療の知識のない職員が多く、対応が難しいのではないかと。	ここでは、平時からの連絡・連携体制に関する記載事項であり、医療の知識がないと対応できない事項については、平時から保健所や医師会と連携し、対応をお願いします。
危機管理室	2	88	避難所の運営主体	発災当初は市が主体となり、開設・運営を行うことを記載する。中・長期化する場合は、地域の方に移行できるよう記載します。
危機管理室	2	93	緊急輸送道路の検討	市が設定する緊急輸送道路に関し、必要性等を考慮し、掲載について検討の余地がある（市道第5101号線（第四小前通り）、市道第118号線（サンライズストリート））ため、必要に応じて道路部局と調整し、反映します。
公共施設マネジメント課	2	94	記述では緊急輸送道路、緊急輸送路、緊急指定道路が混在しているので、特に問題がなければ緊急輸送道路に統一でよいと感じる。	記載事項に合わせ、言葉の使い分けを行います。
環境課	2	96	当課所管の新座市災害廃棄物処理計画が令和6年度に策定されており、現行の「新座市地域防災計画」内に記載されている「仮置場の選定」や「仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係」事項について整合を図る必要がある。	御意見を踏まえ、算定方法・基準の記載を含め調整します。
都市計画課	2	98	応急仮設住宅用資機材の確保について、当課では実施しない事項のため、所管の削除をお願いします。	住宅復旧班（みどりと公園課含む）の業務として、平時から関係団体等との連携を意識した対応をお願いします。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	98	応急仮設住宅の候補地検討	現在、応急仮設住宅の候補地は栄緑道と総合運動公園となっているが、要件となる水道や下水道の接続がないため、候補地の適正がない状況となっていることから、要件に適するものを備える等、候補地を探し、掲載を検討しましたが、代替となる候補地の選定までは時間の猶予がないため、候補地の追加について、検討をする旨を記載します。
危機管理室	2	108	(2)②自主防災会の育成促進の「自主防災会の手引き」は内閣府作成の「自主防災組織の手引き」を指すのか。もしそうであれば、修正が必要である。	御意見を踏まえ、記載文章の整合を図ります。
長寿はつらつ課	2	114	「イ 個別避難計画の実効性確保」については、他市の状況を確認する限りでは、業務量的に通常業務の中で進めていくことが相当困難と考える。 また、他市の状況では、個別計画を市が策定するのではなく要支援者に近いケアマネ等に策定委託している事例が多いことが分かってきた（市職員が独力で個々の要支援者の計画を作成する事例は確認できない。）。 本市にあっては、個別避難計画の策定に対する基本的な考え方も決めていない状態であり、「実効性確保」というのであれば、相当な覚悟が必要と考える。	今後、市として個別避難計画策定への取組を深めていくための記載を想定しており、参考意見として承ります。 一方、御意見のとおり個別避難計画の実行性確保に関する課題が多くあることは認識しています。
危機管理室	2	115	(2)要配慮者の支援体制の普及・啓発 避難行動要支援者支援ガイド（令和7年4月改訂）に変更をお願いする。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2	117	(2)情報伝達体制の整備 市が行うものという認識でよいのか。 ※場所により記載方法が統一されていないため（2.2企業のところは”本市は～”という記載になっている。）	その御認識で差し支えありません。
危機管理室	2 3	126 47	非常体制の組織順	現行の地域防災計画では、危機管理監の下に総務部長が配置されているため、平時の行政組織図の順番どおりに総合政策部長を記載します。
危機管理室	2	126	まちづくり未来部長とインフラ整備部長の所管する班	災害時活動マニュアル作成時に部長への意見交換会を行いました。その際にインフラ整備部長が応急対策班まで現実的に対応できないとの話がありました。マニュアルでは、まちづくり未来部長が応急対策班を対応する旨を注釈に追記したことで、災害時活動マニュアルとの整合を図ります。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	126	総括班の組織	大規模災害時に参集できる職員が限られている中では、総括班の職員が不足するため、異動から数年以内の職員は落ち着くまで総括班として参集する案が考えられるが、検討しても地域防災計画上ではなく活動マニュアルや緊急初動マニュアルに定めます。
危機管理室	2	128	総括班の事務分掌に「防災行政無線等の運用・管理」について、平時から運用しているため、災害対策本部事務局の事務分掌として位置づけなくてもいいのではないか。	引き続き掲載します。
危機管理室	2	128	地震と風水害で災害対策本部事務局の事務分掌が一部変わる箇所があるので留意すること。 例 受援班：8警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応（風水害のみの事務分掌？）	御意見を踏まえ、記載に留意します。
環境課	2	129	衛生班は、環境課のみとなり減員となったが、活動内容や活動場所が多岐にわたると想定されることから、増員が必要と考える。	全庁的に人員が不足しているため、人員は受援で補うことを想定しています。
危機管理室	2	129	家屋調査班は事務分掌を見る限りでは、災害発生時から被害認定調査が開始するまで業務がない。 このため、災害発生当初の被害確認を事務分掌に定めることはできないか。	御意見を踏まえ、記載を検討します。
都市計画課	2	130	今回の改正案で示されている災害対策本部の組織案について、本編を確認すると、災害毎に示されているが、今回の改正案はすべての災害に対して検討されているものなのか。例えば、地震であれば、複数個所で災害が発生しているため、今回の案は考えられると思うが、風水害の場合は、インフラ整備部長で対応した方がよいのではないか。 ・今回の組織案で決定した場合、風水害の際も、まちづくり未来部長の所管になるのか。	御意見を踏まえ、組織案について検討します。
道路管理課	2	130	別紙2 新体制案 ①上下水道を復旧する際や道路冠水するうえでも上下水道担当課と道路担当課の連携は不可欠であるため、これらの課を別々の班に分けることは作業の非効率化につながるのではないか。	御意見を踏まえ、組織案について検討します。
道路河川課	2	130	別紙2 修正概要 災害時において、特にゲリラ豪雨時には、下水道課及び水道施設課との連携強化を図る必要があり、指揮系統が異なると、速やかな連携対応が困難になる恐れがある。	御意見を踏まえ、組織案について検討します。

所属	編	頁	意見	回答
埼玉県南西部消防局	2	145	以下のとおり修正をお願いします。 □災害情報の把握 ウ 消防水利施設の被害状況 (3) 消火活動 消防機関における消火活動は、消防局及び消防団において別に定める「消防計画」等による。	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	146	以下のとおり修正をお願いします。 □活動内容 ○重傷病者等の緊急避難搬送	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	147	以下のとおり修正をお願いします。 ④実施要領 エ 応急救護所の設置 傷病者が多数発生している災害現場には、応急救護所を設置して救護活動を行う。応急救護所の要員は…	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	150	以下のとおり修正をお願いします。 応援要請等のフロー <pre> graph TD A[災害発生市町村等] --> B[応援要請] A --> C[先行調査] B --> D[幹事消防局 (副後方支援本部設置)] C --> D E[部隊を編成 応援出動] --> A F[災害発生 以外の消防局] --> G[連絡要請] G --> D D --> H[第1要請] H --> F </pre>	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	151	以下のとおり修正をお願いします。 □緊急消防援助隊に係る各部隊の概要 部隊名：情報統括支援隊 活動支援内容：膨大な災害情報の収集・整理・共有を専門に行う。 部隊名：安全管理部隊 活動支援内容：二次災害の防止のため、活動現場の監視（土砂の状況変化等）や活動中止基準等の作成、隊員の健康面のケアを専任で行う。 部隊名：救急特別編成部隊 活動支援内容：多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊を創設できるようにするもの。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
埼玉県南西部消防局	2	153	5 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受入れ ※ 広域緊急援助隊（警察）の記載について、当局で受入れの事務はないがこのままの記載でよい。 6 その他機関等からの人員の投入 「応急対策班」は、土木建設業者等に協力の呼び掛けを行う。 「広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。 ※ 上記2点について、「2. 4 救出活動」は、消防局、消防団の業務となっているがこのページの記載でよい。	各担当班の対応となりますが、消防局等と連携して行うことなので、このままの記載とします。
埼玉県南西部消防局	2	154	3) 要救出現場に対する救出用資器材の投入 「管財班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資器材の貸与を依頼し、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくものとする。 ※ 上記の記載について、「2. 4 救出活動」は、消防局、消防団の業務となっているがこのページの記載でよい。	管財班の業務となりますが、消防局等と連携して行うことなので、このままの記載とします。
埼玉県南西部消防局	2	159	以下のとおり修正をお願いする。 □警戒区域の設定権者及びその要件 設定権者：消防局長又は消防署長	御意見のとおりに修正します。
危機管理室	2	160	開庁時の避難所開設	開庁時に地震が発生した場合、避難所運営班が開設することになっていますが、1施設に数人しか配置できないことや全員がリーダー・サブリーダーというわけではないため、円滑な開設は難しいことが考えられます。このことについては、外部からの応援（受援）によって対応します。
危機管理室	2	160	風水害の緊急初動体制	開庁時の対応について記載します。
危機管理室	2	161	避難生活における熱中症の位置付け	夏場においては避難時の熱中症対策が必要であることを位置付けます。
危機管理室	2	161	在宅避難者や車中泊者への支援（避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援）	・在宅避難者支援のための拠点を設ける旨の記載を検討する。 ・車中泊の避難者のためのスペースを設置する旨を記載する。
危機管理室	2	161	避難所等における家庭動物（ペット）の受入及び把握について	指定緊急避難場所等に家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める旨を記載します。
危機管理室	2	162	食事の確保に係る栄養バランスのとれた適温の食事確保に関する記載	避難所環境の改善を図るまたは努める旨を記載します。 ⇒避難者への温かい食事提供として、給食室の活用を記載を行います。

所属	編	頁	意見	回答
NTT東日本株式会社 埼玉南支店	2	169	以下のとおり修正をお願いします。 (4) 通信設備等の優先利用 変更案：災害時には、通信のふくそうが予想されるため、・・・ 現行：災害時には、通信の錯そうが予想されるため、・・・	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	2	170	以下のとおり修正をお願いします。 □混乱期（1時間～3時間）から広報・報道事項 機関名：消防局 ③医療救護所の設置に関すること	御意見のとおり修正します。
シティプロモーション課	2	171	「ツイッター」の表記を「エックス、フェイスブック」に改めてもらいたい。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2	173	令和6年能登半島地震の教訓等	主に以下の内容を記載します。 ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化に努める。
管財契約課	2	187	1.2緊急輸送用手段の確保について、要請先の一覧はついてるのか。 いざというとき、役割を負ってる課とコネクションを持っている課が別々ということが頻発しそう。少なくとも例示されてる協会とのコネクションを当課は持っていない。緊急輸送のところにトラック協会は載っていたが、援護班マターとなっている。	協定を締結している団体の連絡先一覧を用意します。なお、平時から関係機関との連携を意識した対応をお願いします。
危機管理室	2	188	ヘリコプターの活用	令和6年能登半島地震において、上空からの情報収集や孤立集落への物資輸送等でヘリコプターが効果的に活用されました。国の防災基本計画にもヘリコプターの活用が機動的かつ効果的になされることが重要であることが記載されており、自治体の地域防災計画にも同様にヘリコプターの機動的かつ効果的な活用を積極的に位置づけることについて依頼があったが、他市で記載があれば検討しましたが、本市の立地状況やヘリコプターの具体の活用用途が見えない部分があるため、掲載しないこととしました。
埼玉県南西部消防局	2	191	以下のとおり修正をお願いします。 (2) トリアージの実施 各医療機関の協力を得て、患者の症状に応じた適切なトリアージを実施する。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	192	給水班の構成	給水は、災害後すぐに行うものではなく、断水地域を把握し、給水を随時実施する流れとなり、また、飲料水であれば、備蓄があるため多少の猶予があります。 給水班のうち、水道業務課以外の課については、当初、手簿の避難所運営班に配置し、その後、給水業務に移る流れを注釈で補足します。
水道業務課	2	193	(表 給水機器一覧表) 変更後：ポリ袋 25,000枚(6リットル袋) 変更前：ポリ袋 37,600枚(6リットル袋)	御意見のとおり修正します。
管財契約課	2	200	東日本電信電話(株)をNTT東日本(株)に修正をお願いします。	御意見のとおり修正します。
NTT東日本株式会社 埼玉南支店	2	200	以下のとおり修正をお願いします。 (変更案) ○災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の提供 (現行) ○回線の応急復旧 ○特設公衆電話の設置 ○災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の提供	記載事項を調整します。
東京電力パワーグリッド	2	200	以下のとおり修正をお願いします。 ・「○投光器の設置」および「○仮連絡ケーブル施設による仮送電等」を削除	御意見のとおり修正します。
公共施設マネジメント課	2	208	「第9 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋葬」という項目となっている一方で、「9.2 遺体の処理収容」という記述になっている(収容の位置が異なる。)。 発災時の対応としては、被災現場からの遺体の収容→検視・検案→一時保存→洗浄等の処理→遺族への引渡しになると思われるので、「収容処理」の方が適切ではないか。	御意見のとおり修正します。
公共施設マネジメント課	2	208	災害の発生時期(夏か冬か)や被害状況(生存者がどの程度いるか。)にもよるとは思うが、緊急救援期(3時間～)に実施するのが適当な業務かどうか再検討が必要ではないか(発災後3時間程度であれば明らかに人命救助を優先すべきフェーズと感じる。)。 また、「朝霞地区医師会の協力を得て」と記されているので、医師会との擦り合わせが必要とを感じる(下位マニュアル等でも差し支えないと思う。))。	ここでいう「行方不明者」には安否不明者を内包するため、用語の定義を明確にした上で、現行どおりとします。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	208	遺体の収容場所、安置施設	現行の計画では、市内の寺院を遺体安置施設として位置付けを行っているが、市内の寺院を訪問したところ、現代の実態に即していないとの指摘を頂きました。そのため、遺体安置場所の再検討が必要となりました。遺体の収容施設は新座市営墓園を基本とし、収容可能数を記載します。 また、今後朝霞4市で火葬場の建設がされた際には計画への位置付けが必要となります。 ⇒寺院の記載はカットします。
危機管理室	2	210	災害ボランティアセンター設置予定場所や役割分担の明確化	ボランティアセンターの設置予定場所を記載するとともに、ボランティアに関し、市及び市社会福祉協議会の役割を記載します（それぞれの役割を記載します。）
危機管理室	2	213	(3) 滅失住家の判定基準 全焼の説明になっているのではないかと。全焼と全壊では被害割合が違うのではないかと。	御意見を踏まえ、記載内容を確認します。
シティプロモーション課	2	227	「携帯電話の文字メール」の表記を削除してもらいたい。	メールマガジンの新規登録の受付は終了していますが、事業は継続していますので、そのままの表記とします。
環境課	2	236	災害発生時には通常のごみに加え、災害廃棄物が発災翌日等の早急に排出されることから、初動時から対応できる体制の構築が必要と考える。	災害廃棄物の処理は被災後3日以内に業務を開始することとなり、それまでの間は広報班と連携の上、廃棄物の排出を待っていただく等、体制確立を優先度の高い取組として実施いただきます。 なお、災害時活動マニュアルでは、緊急初動職員で参集した避難所から優先的に引き上げる所属の一つとなっています。
環境課	2	238	仮置場の選定地及び面積予定地について、修正をお願いする。	御意見を踏まえ修正します。
出納室	2	248	義援金の募集は援護班ではなく出納班の業務となっているため、活動班の修正をお願いします。	御意見のとおり修正します。
出納室	2	248	義援金の受付・配分とあるが、それぞれの役回りが異なるため、記載場所の検討をお願いします。	義援金の内容は一項目でまとめたいため、現行のままとします。
出納室	2	248	災害時活動マニュアルでは、義援品の募集は原則行わないこととしているため、修正をお願いします。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	248	義援金品の募集も出納班に変更をお願いする。	災害時活動マニュアルに合わせ、修正します。なお、義援品の募集は原則行わないので、併せて修正します。
出納室	2	249	災害時活動マニュアルとの整合を図るため、「罹災」→「被災」に統一してはいかか。	御意見のとおり修正します。
出納室	2	249	日赤から寄託された義援金の受領は行わないため、文言の修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
出納室	2	249	義援金の配分については出納班で実施しないため、活動班の修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
水道施設課	2	251	「③配水施設及び臨時給水」に オ 水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、災害時協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。 を追加したい。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2	251	地区防災計画に馬場三丁目を追加する必要がある。	御意見のとおり修正します。
東京電力パワーグリッド	2	252	以下のとおり修正をお願いする。 【（１）２ 要員の確保対策 二つ目の○】 ・社外者に応援を求める場合は、連絡体制を確立しておくこととする。	御意見のとおり修正します。
東京電力パワーグリッド	2	253	【５ 復旧隊の標識】 ・全文削除（本項目を削除）	御意見のとおり修正します。
NTT東日本株式会社 埼玉南支店	2	261	以下のとおり修正をお願いする。 （変更案） 通信施設応急対策については、社内規定及びその他による。 （現行） ９．５ 電信電話施設応急対策東日本電信電話株式会社 通信施設応急対策については、東日本電信電話(株)埼玉事業部「災害等対策実施細則」、その他による。	御意見のとおり修正します。
NTT東日本株式会社 埼玉南支店	2	271	以下のとおり修正をお願いする。 （変更案） 前項の場合において、・・・ NTT東日本(株)埼玉事業部の社内規定に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。 （現行） イ 前項の場合において、・・・ 東日本電信電話(株)埼玉事業部「災害等対策実施細則」に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
埼玉県南西部消防局	2	275	以下のとおり修正をお願いします。 ④罹災証明書の発行 罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時的滞在者の申請に基づき、市長若しくは消防局長（火災の証明に限る。）が作成し…	御意見のとおり修正します。
建築審査課	2	282	3.10 住宅の建設等 文言について、「空き家」ではなく「空き室」や「空き住戸」といった表現の方がよいのではないか。 空家等対策の推進に関する特別措置法 『空家等』・・・建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)をいう。	御意見を踏まえ、「空き住戸等」に修正します。
埼玉県災害対策課	2	292	→埼玉県地域防災計画（広域応援編）を出典としている、「広域応援体制の関係図」について ・『関東知事会』を『関東地方知事会』に ・『三県知事会』を『三県知事会議』に ・計画の時点を令和7年5月に 変更していただくようお願いします。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2	295	南海トラフ地震臨時情報	令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震を受け、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたことを記載します。また、市民・事業者への平時からの周知について、内容の拡充を行います。
危機管理室	2	10 13 18	盛土による災害の防止に向けた対応	本市内には大規模盛土造成地が2箇所あり(野寺、堀ノ内)、令和7年度に、大地震における滑動崩落による宅地や公共施設への被害の予防・軽減に必要な第二次スクリーニング調査を実施し、危険性の有無を判断する(都市計画課事業)こととなっております。
危機管理室	2	114 115	防災DX	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画、被災者台帳作成その他防災全般に関し、デジタル技術を活用していく旨を記載します。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	114 115	個別避難計画の実行性確保	避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を記載します。
危機管理室	2	116 117	社会福祉施設等の安全対策施設により、指定権者が変わるため、”指導する”という記載が適切か要確認と思われる。（福祉関係課からすると”指導”というと、指定権者が施設管理運営上改善等必要な内容を指摘し、改善させるものという考えになる。企業のページのように“助言指導”などに変更できないか。指導”という記載である必要があるのであれば、変更不要）	御意見を踏まえ、「助言」という用語に置き換えます。
危機管理室	2	126 外	水道事業災害時対応マニュアルとの整合	水道事業災害時対応マニュアルを水道施設課が作成中であるため、完成した時期に合わせ、このマニュアルとの整合が必要となります。 ＜マニュアルの主な記載事項＞ ・水道事業体で対策本部を設置 ・給水と応急復旧のほかに総括を行う担当を設ける。 ⇒「（仮称）〇〇マニュアルと整合を図る」という点を記載する。
危機管理室	2	126 外	公共施設マネジメント課を管財班へ編入	災害時活動マニュアル見直し時に、公共施設の応急復旧対応を考慮し、公共施設マネジメント課を衛生班から管財班に移動します。
危機管理室	2 3	130 55	復興まちづくりの位置付けについて	地域防の事務分掌には、「復興まちづくりに関すること」とあるが、詳細は災害時活動マニュアルに反映（引き続き掲載）します。
危機管理室	2 3	130 55	災害対策本部事務局の各班の事務分掌	災害時活動マニュアルの見直し時に事務分掌の内容を検討した結果、事務分掌の統合や廃止、名称変更等を行っているため、反映します。
危機管理室	2	132 133	非常体制（活動班）における所属長の配置	活動班には所属の係が2つに分かれる所属長がおり、どの活動班に所属するか明記することが望ましいですが、流動的であることから、災害時活動マニュアルで対応します。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	2	132 133	震度 6 弱未満の地震発生時における参集先	震度 6 弱未満の地震時、地域防災計画の動員計画では 5 強で参集することとなっていますが、外部機関（公民館等）の職員は市役所と施設のどちらに参集するのかという疑義がありました。施設に参集した方が被害確認や避難所開設など、その後の対応が円滑ではないのかという意見を頂いたため、現行の地域防災計画では記載がないことから、外部機関の参集先について、注釈に反映します。 ⇒色丸（●）で注釈を付け、市役所ではなく、所属の施設に参集する旨を記載します。
介護保険課	2	159 ～161	要配慮者支援班に当たる職員は、同時に緊急初動の対応も必要となる。二つの役割は、時間差で発生するのではなく、発災直後から対応が必要となることが十分に想定される。防災時活動マニュアルも含めた再検討が必要ではないか。	要配慮者支援班等、緊急初動対応から早期に班の業務に移行すべき班については、災害時活動マニュアルに分かるように表記します。
危機管理室	2	42 外	小・中学校における避難所収容面積	教育総務課所有の学校台帳の面積との整合を図ります。
危機管理室	3	7	洪水浸水想定区域の見直しによる避難対象者の数値精査	該当地区の居住人口は変動するため、人数の修正が必要なことから、時点修正します。
朝霞県土整備事務所	3	12	以下のとおり修正をお願いします。 本文 1 行目「新河岸川放水路の整備やびん沼川の改修」→川越県土整備事務所の管轄のため、実施しているか不明。	川越県土整備事務所に確認します。
朝霞県土整備事務所	3	12	以下のとおり修正をお願いします。 表（上）「令和 4 年 9 月 1 日現在」→本計画の更新日	御意見のとおり修正します。
朝霞県土整備事務所	3	14	以下のとおり修正をお願いします。 表の注 「令和 4 年度」→「令和 7 年度」	御意見のとおり修正します。
朝霞県土整備事務所	3	15	以下のとおり修正をお願いします。 表（上）の注 「令和 4 年度」→「令和 7 年度」	御意見のとおり修正します。
朝霞県土整備事務所	3	15	以下のとおり修正をお願いします。 表（下右） 麻袋（フルコン） 2100→2300 シャベル 28→20 発電機 4→3	御意見のとおり修正します。
朝霞県土整備事務所	3	15	以下のとおり修正をお願いします。 表（下右）の注 「令和 4 年度」→「令和 7 年度」	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	3	26	風水害時の避難場所開設は、黒目川、柳瀬川、土砂災害の危険性が高まった場所に対して避難情報を発令するイメージではなく、風水害の危険性がどれか一つでも高まった場合に一斉に避難場所を開設するということによいか。（危険性が高まっている場所のみ避難情報を発令するのであれば当初開設という言葉は合わないかなと考える。）	注釈で補足する等、表現を見直します。
立教大学新座キャンパス	3	26	現行の地域防災計画の収容面積の考えと施設利用計画との整合を図っていただきたい。	御意見を踏まえ、修正します。
危機管理室	3	26	風水害時における避難場所のペットスペース	施設利用計画に基づき、記載します。 また、屋内スペースの確保に努めていく旨を記載します。
危機管理室	3	46	風水害時の活動体制と配備基準	第3次防災体制の配備基準（洪水の基準）で治水橋と浜崎は、氾濫危険水位に達した場合となっていますが、避難情報発令基準は治水橋と浜崎も氾濫危険水位に達した場合は、避難指示（第4次）を発令する基準となっているため、避難情報発令基準との整合を図ります。
危機管理室	2 3	126 47	非常体制の組織順	現行の地域防災計画では、危機管理監の下に総務部長が配置されているため、平時の行政組織図の順番どおりに総合政策部長を記載します。
危機管理室	2 3	24, 25 48, 49	文章の整合	①第2編p. 24, 25見出しの「2.2 道路、交通施設の安全対策」について、最後の行の『そのため、今後は幹線道路を広域・都市・地域の各レベルに整理して、～』とあるが、P. 25(1)道路施設の安全化の見出しと合っていないため、文言を見直します。 ②第3編風水害配備体制のP. 48, 49の注釈について、「全職員の班数が対応する第四次防災体制～」とあるが、わかりづらいため文言を見直します。
秘書広聴課 管財契約課	3	51	⑤ 本部の閉鎖 表「□本部設置及び閉鎖の通知」内 変更後：X 変更前：ツイッター	御意見のとおり修正します。
シティプロモーション課	3	51	「ツイッター」の表記を「エックス、フェイスブック」に改めてもらいたい。	御意見のとおり修正します。
管財契約課	3	51	本部設置及び閉鎖の通知について、連絡手段にLoGoチャットやメールを含めないのか。	追記します。

所属	編	頁	意見	回答
管財契約課	3	51	本部必要備品について、どこに置いてあるものを使用するか、不要なものなどの整理が必要	平時から検討をお願いします。
管財契約課	3	51	災害対策本部の設置場所について、市役所本庁舎「3階」を追記することが望ましい。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	2 3	130 55	復興まちづくりの位置付けについて	地域防の事務分掌には、「復興まちづくりに関すること」とあるが、詳細は災害時活動マニュアルに反映します。
危機管理室	2 3	130 55	災害対策本部事務局の各班の事務分掌	災害時活動マニュアルの見直し時に事務分掌の内容を検討した結果、事務分掌の統合や廃止、名称変更等を行っているため、反映します。
埼玉県南西部消防局	3	55	以下のとおり修正をお願いする。 □災害対策本部事務局の事務分掌（その4） 班名等：埼玉県南西部消防局 事務掌握：11 応急救護所の設置	御意見のとおり修正します。
危機管理室	3	62	新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準の一部が変更となっているため、確認が必要である。	確認し、必要に応じて修正します。
熊谷地方气象台	3	62	以下のとおり修正をお願いする。 □新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準 （令和7年5月29日現在） 洪水 注意報 流域雨量指数基準 柳瀬川流域＝22.9以上 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準） 柳瀬川＝（7, 22.9）以上 警報 流域雨量指数基準 柳瀬川流域＝28.7以上 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準） 柳瀬川＝（7, 27.7）以上 指定河川洪水予報による基準 荒川〔治水橋〕	御意見のとおり修正します。
熊谷地方气象台	3	62	<修正案> 注）特別警報の発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに 関する 客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。 <現行> 注）特別警報の発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて 過去の災害事例に照らして算出した 客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	62	以下のとおり修正をお願いします。 □新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準（令和7年5月29日現在） 注意報 「融雪注意報」と「なだれ注意報」を追記し、基準値欄は次のように記載する。 基準値 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない	御意見のとおりに修正します。
熊谷地方気象台	3	62	以下のとおり追記をお願いします。 □新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準（令和7年5月29日現在） 注意報 低温 夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下（熊谷地方気象台の値）	御意見のとおりに修正します。
熊谷地方気象台	3	63	注）表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するために、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものであり、市域を1km格子にして計算している。 の箇所について、他2つの注とインデントや字下げ設定が異なる	御意見のとおりに修正します。
熊谷地方気象台	3	63	NTTの177天気予報電話サービスは令和7年3月31日で終了しているため、以下のとおり修正をお願いします。 備考1）埼玉県地域細分 熊谷地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送や天気予報電話サービス等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域や市町村等をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分した地域の名称を用いる場合がある。この場合、本市は、一次細分区域で南部、市町村等をまとめた地域で南中部に該当する。	御意見のとおりに修正します。
熊谷地方気象台	3	63	以下の記載文について、第3編P.64へ記載場所の変更をお願いします。 備考2）早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	御意見のとおりに修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	64	埼玉県地域防災計画の記載内容に準拠するため、以下の文章の追記をお願いする。 □ 各種気象情報 ・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	64	半角の空白がある箇所があるため、修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	64	以下のとおり修正をお願いする。 □キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨・・・確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	64	以下のとおり修正をお願いする。 □キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨に・・・確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	64	以下のとおり修正をお願いする。 □キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の・・・ができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	64	以下のとおり修正をお願いする。 流域雨量指数の予測値 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	64	「第3編-64-」の「備考2）早期注意情報（警報級の可能性）」を移動してもらいたい。 □早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	64	埼玉県地域防災計画の記載内容に準拠するため、以下の文言の追記をお願いする。 □記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	64	埼玉県地域防災計画の記載内容に準拠するため、以下の文言の追記をお願いする。 □竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	66	荒川治水橋の避難判断水位と氾濫危険水位が変更となったため、以下のとおり修正をお願いする。 荒川 治水橋 避難判断水位 (m) 12.80 荒川 治水橋 氾濫危険水位 (m) 13.30	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	67	以下の文言に修正をお願いする。 レベル5 氾濫発生情報（洪水警報） 解説 ・氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	67	以下の文言に修正をお願いする。 レベル4 氾濫危険情報（洪水警報） 解説 ・氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	67	以下の文言に修正をお願いする。 レベル3 氾濫警戒情報（洪水警報） 解説 ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	67	以下の文言に修正をお願いする。 レベル2 氾濫注意情報（洪水注意報） 解説 ・氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される	御意見のとおり修正します。
危機管理室	3	68	浜崎の氾濫危険水位等が変更となっているため、確認が必要である。	確認し、必要に応じて修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	72	以下の文言に修正をお願いする。 (4) 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令 判断 や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	72	埼玉県地域防災計画の記載内容に準拠するため、以下の文言の修正をお願いする。 (4) 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報 ② 解除基準 ・ 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 → 最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合・平均風速が 11m/s（秩父地方は 10m/s）以上、ただし、降雨・降雪中は除く → 最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	72	埼玉県地域防災計画の記載内容に準拠するため、以下の文言の追記をお願いする。 (5) 消防法に基づく火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。 通報実施基準 熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。 ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。	御意見のとおり修正します。
シティプロモーション課	3	77	「ツイッター」の表記を「エックス、フェイスブック」に改めてもらいたい。	御意見のとおり修正します。
シティプロモーション課	3	78	「ツイッター」の表記を「エックス、フェイスブック」に改めてもらいたい。	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	3	84	以下のとおり修正をお願いする。 □警戒区域の設定権者及びその要件 設定権者：消防 局 長又は消防署長	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	86	以下のとおり修正をお願いする。 □避難情報発令基準 高齢者等避難（要配慮者に対する避難情報） ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合 避難指示 ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が、2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合。また、土砂キキクル（危険度分布（土砂災害））で紫が出現している場合	御意見のとおり修正します。
熊谷地方気象台	3	86	第3 避難情報発令基準 (1) 高齢者等避難 (2) 避難指示 土砂災害に関する避難情報について 意見 「第3編-86-」の記載と同じ	御意見のとおり修正します。
埼玉県南西部消防局	3	90	以下のとおり修正をお願いする。 (1)水防管理団体相互の協力応援 ①協力応援 水防期間の相互協力応援について、水防法23条第1項に基づき水防管理者又は消防局長が…	御意見のとおり修正します。

所属	編	頁	意見	回答
熊谷地方気象台	3	93	以下のとおり修正をお願いします。 <修正案>  <現行> 	御意見のとおり修正します。
危機管理室	3	46 87	配備基準と避難情報発令基準に少し差異があるので確認をお願いします。（第四次 防災体制時の河川水位はいらないのではないか。）	確認し、必要に応じて整合を図ります。
危機管理室	3	73 95 96	土砂災害危険箇所に関する今後の取扱い	国の通知を基に、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないようにします。 →現計画上の「土砂災害危険箇所」という文言は「土砂災害(特別)警戒区域」若しくは「土砂災害警戒区域等」に置き換えます。
危機管理室	3		車両による避難の候補地にカインズ新座資材館PROは記載するのか。	風水害編に追加予定です。
危機管理室	3		災害ケースマネジメントの地域防災計画への位置付け	埼玉県地域防災計画内でも具体の検討が進んでいないことから、今後も国や県の動向を注視します。 ⇒全国的に見ても実施事例がなく、埼玉県でも検討が進んでいないことから、今回の見直しでは掲載しません。

所属	編	頁	意見	回答
危機管理室	3		気象防災アドバイザーの活用	市での気象防災アドバイザーを活用する場合、謝金や報酬の確保が課題のため、掲載しません。
公共施設マネジメント課	4	16	第2編31ページにおいては「毒物劇物保安計画」となっている。法令は「毒物及び劇物取締法」、同法上における記述として「毒物劇物営業者」という表記が見られることから、第4編における「毒・劇物」の表記は「毒物劇物」に統一が望ましい。 なお、第1編2ページの表にも「毒・劇物」の記述がある。	御意見を踏まえ修正します。
公共施設マネジメント課	4	16	「ただし、本計画では、毒・劇物としては、影響被害の大きさ等からサリン等による人身被害を取り扱うものとする。」とあるが、サリンは「毒物及び劇物取締法」とは別の法令（サリン等による人身被害の防止に関する法律）で規制されているものと思われる（毒物及び劇物取締法で規制されている化学物質（薬剤）は日常流通することが想定されているが、サリンについては兵器としての有用性はなく、日常流通はまずあり得ない。）ので、この記述については再考が必要と感ずる。 地域防災計画で想定する状況としては、例えば、「毒物及び劇物取締法で規制されている化学物質（薬剤）が保管されている施設が地震ないしそれによる火災により被災し、化学物質が流出した」ということになると思われる（朝霞市地域防災計画に参考となる記述あり）。 また、地域防災計画でこの部分の記述を続ける場合、「国民保護に関する新座市計画」、「国民保護実施マニュアル」及び「避難実施要領パターン」との棲み分け・一部の記述の整合性の確保についても検討いただきたい。	御意見を踏まえ、記載事項を修正します。
危機管理室	24	1937	帰宅困難者対応	帰宅困難者対策を想定し、緊急初動職員の動員を記載します。
水道施設課	資料	19	記載されている浄水場の数値に変更があるため、修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
建築審査課	資料	28	【資料】第2.4「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」について、数量の変更が必要なため修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
環境課	資料	28	所管の非常用備品の数値が変更となったので、修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
保健センター	資料	28	【資料編】第2.4「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」について、数量の変更が必要なため修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
水道施設課	資料	29	記載されている浄水場の数値に変更があるため、修正をお願いする。	御意見のとおり修正します。
危機管理室	資料	30	災害用指定井戸一覧を更新する必要がある。	御意見のとおり修正します。
公共施設マネジメント課	資料	31	第五分団車庫 令和7年4月新車庫が竣工したため、データの修正を要する。	御意見のとおり修正します。
管財契約課	資料	44	「市各部保有車両台数」について、時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。
管財契約課	資料	44	「燃料調達先」について、時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。

地域防災計画に対する意見

所属	編	頁	意見	回答
水道業務課	資料	45	新座市指定給水装置工事事業者一覧について、時点更新をお願いする。	御意見のとおり修正します。
NTT東日本株式会社 埼玉南支店	全編		商号が変わったため、修正をお願いする。 変更案：NTT東日本株式会社 現行：東日本電信電話株式会社	御意見のとおり修正します。
財政課	全編		今回の改定そのものに意見は無いが、地方財政措置を効果的に受けられるように、記述の見直し等について、他団体の計画の研究をしてもらえるようお願いする。	個別具体的な対象があれば検討は可能ですが、御提案の内容を計画に反映することは困難と考えます。
危機管理室	全編		行方不明者と安否不明者の使い分けに留意すること。 安否不明：行方不明者となる疑いのある者 行方不明：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	御意見を踏まえ、記載に留意します。
危機管理室	全編		外部団体の連絡先把握・記載	外部団体へ照会を行う際に、地域防に記載可能な連絡先の確認と併せて、実災害時に使用する連絡先（非公開）も確認すると実効性があるとの意見がありましたが、内容が運用面に関するものであるので、今回の見直しでは除外します。
危機管理室	資料	29	西堀浄水場の所在地変更	浄水場の移転に伴い、記載を修正します。 （現行）本多1-9-22 （変更後）本多1-4-26
危機管理室	資料	34	自主防災会の名称	令和6年4月1日付けで、「県営新座馬場団地自治会」が「新座馬場住宅自治会」に名称が変更となったため、これを含めた時点更新を行います。
危機管理室	資料	35	地区防災計画	北野一・二丁目町内会から地区防災計画の提出があったため、資料編に反映します。 ⇒ 地区防災計画の追加は、議題として取り扱う。
危機管理室	資料	39	協定先の記載	自治体間との協定内容は資料編に記載されているが、関東地方整備局(H24.5締結)の協定内容は資料編にないため、記載します。
危機管理室	資料	51	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する内閣府告示	時点更新を行います。
危機管理室	資料	49 50	要配慮者利用施設の追記等	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に新設された要配慮者利用施設を資料編に反映します。
危機管理室	資料	49 50	要配慮者利用施設の表記方法	現行の「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」の表記との整合を図ります。

新座市防災会議 席次表（敬称略）

スライド

新座市
副市長 山崎 雅平
新座市
市長 並木 傑

事務局

新座市 危機管理監 鈴木 義弘
埼玉県 さいたま農林振興センター 所長 平井 敏一
埼玉県 南西部地域振興センター 所長 鈴木 淳子
新座警察署 警備課長 坂巻 正和
埼玉県南西部消防局 消防局長 大野 政春
新座市消防団 団長 小泉 哲也
新座市 総合政策部長 永尾 郁夫
新座市 総務部長 渡辺 哲也
新座市 市民生活部長 一ノ関 知子
新座市 総合福祉部長 伊藤 佳史

朝霞地区歯科医師会 理事 宮崎 さゆり
新座市町内会連合会 会長 清水 由紀子
新座市婦人会連合会 会長 森田 幸子
新座市商工会女性部 部長 嶋野 加代
西武バス株式会社新座営業事務所 所長 尾嶋 隆一
東京ガス株式会社 埼玉支社 副支社長 真中 一実
東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社 支社長 金田 麻子
東武鉄道株式会社 志木駅 駅長 相良 紀章

新座市 こども未来部長 増田 順子	新座市 いきいき健康部長 平野 静香	新座市 まちづくり未来部長 廣澤 真吾	新座市 会計管理者 今村 哲也	新座市 教育総務部長 齋藤 寿美子	新座市 学校教育部長 近藤 章宏	新座市 局長（※） 増子 義久	新座市 市民生活部 今村 治美	新座市 財政部課税課長 村松 陽子	新座市 児童発達支援センター 池田 智恵子
-------------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------------

受付

ロビー

傍聴人席

※新座市監査委員事務局長を併任